

令和2年度からの 組合員証・被扶養者証について

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

1. 育休任期付職員・臨時的任用職員等が共済組合員になります。

令和2年4月1日より、育休任期付職員（育短任期付職員は対象外）、臨時的任用職員等が、共済組合員となります。組合員数も大幅に増加いたします。なお、該当となる方は、採用された所属で「資格取得届」等を記入し必要書類を揃えて提出していただきます。

2. 被扶養者の認定要件に国内居住要件が加わります。

被扶養者の認定要件に「国内居住要件」に関する規定が追加されました。日本国内に住所（住民票の住所）を有するもの又は、下記①～⑤に掲げる一時的な渡航で日本国内に生活の基礎があると認められるものが認定要件を満たすこととなりました。

- ①外国において留学をする学生。
- ②外国に赴任する組合員に同行するもの。
- ③観光、保養、またはボランティア活動その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの。
- ④組合員が外国に赴任している間に該当組合員との身分関係が生じたものであって②と同等と認められるもの。
- ⑤上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの。

①～⑤に該当する被扶養者は、7月の検認で、査証及び渡航目的等の内容が証明できる書類を提出いただきます。

この改正により、認定要件を満たさなくなる被扶養者は、認定取消届を提出してください。

3. 被扶養者の認定取消について

ご家族の就職、進学、転居で、生活環境が変わり被扶養者の認定要件を満たさなくなった場合は、所属を通じて「認定取消」の手続きをおこなってください。

(例) ○就職して、勤務先の健康保険等に加入した。

○健康保険等への加入はないが、雇用契約上月額 108,334 円以上の収入を 3 か月以上連続して得ることが明らかとなった。(採用後試用期間等が設定されている場合も含む)

○義父母・伯叔父母・甥姪など同居を条件とする被扶養者が別居した。

令和2年度版 教育日記帳(Diary2020)を配付しました

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

令和2年1月1日現在、互助会員の方(年度末退職者を含む)に、所属へ配付しました。(3月中旬、配付対象者名簿と一緒に)

3月中旬に、必ず所属で受領してください。

今回お届けした教育日記帳は、会員アンケートによりカラーを決定しました。互助会初の試みはいかがでしたか？

また、事業見直しのアンケートへご協力ありがとうございました。